

# 平成31年もとす広域連合議会

## 第1回定例会 会議録

平成31年2月 7日（木） 開会

平成31年2月21日（木） 閉会

もとす広域連合

# 平成31年第1回もとす広域連合議会定例会会議録

## 目 次

### 第 1 号（2月7日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	2
○説明のため出席した者	2
○職務のため出席した職員	2
○開会の宣告	3
○開議の宣告	3
○議事日程の報告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○行政報告	4
○もとす広域連合選挙管理委員及び補充員の選挙	4
○議案第1号より議案第12号までの一括上程、説明、質疑、 討論、採決、委員会付託	6
○散会の宣告	16

### 第 2 号（2月21日）

○議事日程	17
○本日の会議に付した事件	17
○出席議員	17
○欠席議員	18
○説明のため出席した者	18
○職務のため出席した職員	18
○開議の宣告	19
○議事日程の報告	19
○議案第3号より議案第4号までの一括上程、委員長報告、 質疑、討論、採決	19
○議案第5号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	21
○議案第6号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	22
○議案第7号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	24
○議案第8号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	25
○議案第9号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	26
○議案第10号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	27
○議案第11号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	29

○議案第12号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決……………	31
○閉会の宣告……………	33
○署名議員……………	35

平成31年第1回もとす広域連合議会定例会 第1日

議事日程（第1号）

平成31年2月7日（木曜日）午前9時42分開会

- |        |   |
|--------|---|
| 日程第 1  | 会議録署名議員の指名  |
| 日程第 2  | 会期の決定   |
| 日程第 3  | 行政報告  |
| 日程第 4  | もとす広域連合選挙管理委員及び補充員の選挙                               |
| 日程第 5  | 議案第 1号 もとす広域連合監査委員の選任について                           |
| 日程第 6  | 議案第 2号 もとす広域連合公平委員会委員の選任について                        |
| 日程第 7  | 議案第 3号 もとす広域連合個人情報保護条例及びもとす広域連合情報公開条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 8  | 議案第 4号 もとす広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について       |
| 日程第 9  | 議案第 5号 もとす広域連合老人福祉施設大和園条例の一部を改正する条例について             |
| 日程第 10 | 議案第 6号 もとす広域連合衛生施設条例の一部を改正する条例について                  |
| 日程第 11 | 議案第 7号 平成30年度もとす広域連合一般会計補正予算（第3号）について               |
| 日程第 12 | 議案第 8号 平成30年度もとす広域連合介護保険特別会計補正予算（第2号）について           |
| 日程第 13 | 議案第 9号 平成30年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計補正予算（第3号）について         |
| 日程第 14 | 議案第 10号 平成31年度もとす広域連合一般会計予算について                     |
| 日程第 15 | 議案第 11号 平成31年度もとす広域連合介護保険特別会計予算について                 |
| 日程第 16 | 議案第 12号 平成31年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計予算について               |

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（15名）

1番 松野貴志

2番 今木啓一郎

3番	北倉利治	4番	森治久
5番	広瀬武雄	6番	くまがいさちこ
7番	松野藤四郎	8番	高橋勇樹
9番	高田浩視	10番	黒田芳弘
11番	若原敏郎	12番	大西徳三郎
13番	村木俊文	14番	松野由文
15番	安藤哲雄		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

連 合 長	藤原 勉	副 連 合 長	棚橋 敏明
副 連 合 長	戸部 哲哉	事 務 局 長	鷺見 誠
総 務 課 長	青木 竜治	介 護 保 険 課 長	森 寛
会 計 管 理 者	宇野 清隆	老 人 福 祉 施 設 長	神谷 義幸
療育医療施設長	片岡 俊明	大 和 園 長	
		衛 生 施 設 長	弘岡 敏

職務のため出席した職員

書 記 長	臼井 英俊	書 記	棚橋 美佳子
書 記	安藤 里恵		

開会 午前 9時42分

◎開会の宣告

○議長（大西徳三郎君） ただいまの出席議員は15人であり、地方自治法第113条の規定による定足数に達しております。

ただいまから、平成31年第1回もとす広域連合議会定例会を開会いたします。



◎開議の宣告

○議長（大西徳三郎君） 本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（大西徳三郎君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。



◎会議録署名議員の指名

○議長（大西徳三郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今定例会の会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、

2番 今木 啓一郎 君

8番 高橋 勇樹 君

を指名いたします。



◎会期の決定

○議長（大西徳三郎君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

今定例会の会期は、1月31日の議会運営委員会におきまして、本日から2月21日までの15日間にしてはどうかと決められました。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西徳三郎君） ご異議がないと認めます。

したがって、今定例会の会期は、本日から2月21日までの15日間とすることに決定いたしました。

---

◇

◎行政報告

○議長（大西徳三郎君） 日程第3、行政報告を行います。

広域連合長から行政報告の申し出がありましたので、これを許可します。  
広域連合長、藤原 勉君。

○連合長（藤原 勉君） 皆さん、おはようございます。

それでは、行政報告をさせていただきます。

報告第1号から報告第4号までの専決処分の報告についてでございます。  
もとす広域連合専決第1号から第4号につきましては、4件全て同一の  
事故に係るものでございまして、一括して報告をさせていただきます。

大和園職員運転の公用車による物損事故で、去る平成30年8月6日に、  
送迎のため、公用車を運転して利用者宅へ向かう途中、誤って電柱に衝突  
し、ブロック塀、電柱、またリース車両等に破損を与えた事故について和  
解し、その賠償額を定めることにつき、地方自治法第180条第1項の規定  
により専決処分をいたしましたので、同法同条第2項の規定によりこれを  
報告するものでございます。

以上、行政報告とさせていただきます。

○議長（大西徳三郎君） これで行政報告は終わりました。

---

◇

◎もとす広域連合選挙管理委員及び補充員の選挙

○議長（大西徳三郎君） 日程第4、もとす広域連合選挙管理委員及び補充  
員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定による指名推  
選にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西徳三郎君） ご異議がないと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。  
お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西徳三郎君） 異議がないと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

選挙管理委員には、

高 田 洋 征 君

伊 藤 美奈子 君  
大 野 賢一郎 君  
新 家 武 彦 君

以上の4名を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西徳三郎君） 異議がないと認めます。

したがって、ただいま指名した

高 田 洋 征 君  
伊 藤 美奈子 君  
大 野 賢一郎 君  
新 家 武 彦 君

以上の方が選挙管理委員に当選されました。

続きまして、選挙管理委員補充員には、

飯 尾 秀 和 君  
石 川 正 行 君  
加 藤 弘 君  
高 橋 和 夫 君

以上4名の方を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名いたしました方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西徳三郎君） ご異議がないと認めます。

したがって、今、指名した

飯 尾 秀 和 君  
石 川 正 行 君  
加 藤 弘 君  
高 橋 和 夫 君

以上の方が選挙管理委員補充員に当選されました。

次に、補充の順序について、お諮りします。

補充の順序は、先ほど議長が指名いたしました順序にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西徳三郎君） ご異議がないと認めます。

したがって、補充の順序は先ほど指名しました順序に決定をいたしました。



◇

◎議案第1号より議案第12号までの一括上程、説明、質疑、討論、採決、委員会付託

○議長（大西徳三郎君） 日程第5、議案第1号 もとす広域連合監査委員の選任についてより、日程第16、議案第12号 平成31年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計予算についてまでを一括議題といたします。

提案理由について、広域連合長より提案理由の説明を求めます。

広域連合長、藤原 勉君。

○連合長（藤原 勉君） それでは、議案の提案説明に先立ちまして、まず、所信の一端を述べさせていただきたいと思っております。

本日ここに、平成31年第1回もとす広域連合議会定例会を開催いたしましたところ、議員各位のご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、昨年、年末から全国的にインフルエンザ患者が急増する中、岐阜県内での流行が深刻化しております。県では、1月8日に県内全域にインフルエンザ警報が発令され、県内全体で大流行している状態となっております。

県の調査によりますと、過去5年平均の倍以上の患者数となっていることから、例年、インフルエンザは、1月から2月にかけて流行のピークを迎えることから、今後、患者数もさらに増えることが予想されます。

当広域連合の施設でございます休日急患診療所においても、今までも多くの方が受診されていることから、今後もさらに患者が増えることが予想されますので、万全な体制で備えなければならないと考えているところでございます。

議員の皆様におかれましても、くれぐれもお体に気をつけてくださいますようお願いを申し上げます。

また、本年は、天皇陛下から皇太子殿下へ皇位が継承され、5月から新たな時代が幕を開けます。国政においては、7月には参議院議員選挙が、地方においても、4月には統一地方選挙である県議会議員選挙や首長選挙、さらに10月には、消費税率が8%から10%へ引き上げが予定されているなど、行事や予定が目白押しであり、大変重要な年だと感じております。

今後、超高齢化と少子化が進む中、新しい時代が明るい時代になりますよう、切に願うものでございます。

それでは、平成31年度に向けて臨む定例会の開会に当たり、広域連合事業への所信について述べさせていただきます。

もとす広域連合は、構成市町住民の皆様の福祉向上と広域行政の推進に寄与することを目的に設置・運営されていることは、ご承知のことと存じます。管内の住民の安心・安全を支える事業であります介護保険事業をはじめ、老人福祉施設の大和園、療育医療施設の幼児療育センター及び休日急患診療所、そして、衛生施設のし尿処理施設などの事業の執行に当たり

ましては、少しでも安定的な財政運営が図られるように、限られた財源の中で、効率的かつ効果的な運営を目指して、地域住民の皆様の福利向上に応えるべく、引き続き努力をしてまいります。

初めに、介護保険事業につきましては、今後も高齢者が住みなれた地域で安心して暮らすことができるよう、高齢者の尊厳の保持、自立生活の支援や要介護状態の重度化の防止のために、住まい、医療、介護、予防、生活支援サービスを切れ目なく提供する地域包括ケアシステムの推進を図ってまいります。

次に、老人福祉施設大和園につきましては、老人福祉法に基づく養護老人ホーム運営と、介護保険法に基づく特別養護老人ホーム、短期入所、デイサービスなど、管内地域に密着した事業運営を展開してきましたが、社会情勢の変化と介護保険法の一部改正などにより健全運営が危惧されたことから、議会とも協議の上、平成28年度に「大和園経営改善計画」を定め、経営の改善に努めてまいりました。

平成31年4月から、慢性的な赤字であった認知症短期入所生活介護サービス事業をユニット型特別養護老人ホームへ変更し、さらなる経営の改善に努めてまいります。

次に、療育医療施設幼児療育センターにつきましては、地域療育の専門機関として、小学校就学前の乳幼児を対象とする児童福祉法に基づく児童発達支援事業と、障害者総合支援法に基づく相談支援事業を継続して実施し、今後も引き続き、発達支援をはじめ、障がい児の療育及びその保護者への支援に努めてまいります。

また、療育医療施設休日急患診療所につきましても、日曜、祝日等における救急患者に対する診療について、もとす医師会及びもとす薬剤師会の協力を得て、地域の初期救急医療機関としての役割を果たし、引き続き、良質かつ適切な医療サービスの提供に努めてまいります。

次に、し尿処理の衛生施設につきましては、構造物等の長寿命化5カ年整備の完了により、構造物に関しては、西棟は平成45年、2033年、東棟は平成52年、2040年まで延命を図りました。また、基幹的設備につきましては、平成29年12月に策定した「循環型社会形成推進地域計画」に基づき、汚泥焼却設備の廃止に伴う汚泥処理設備の整備を平成33年度完了に向け取り組む予定でございます。

今後も、地域住民の快適な生活環境の確保及び循環型社会形成推進に寄与してまいります。

最後に、地域住民の皆様の広域行政機関としての役割を果たすため、構成市町との連携のもと、管内住民の皆様のご期待に沿えるよう、誠心誠意取り組む所存でございます。

つきましては、議員の皆様には、当連合の施策の推進に際し、引き続き、ご理解ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、所信の一端を述べさせていただきました。

次に、提出議案の概要につきまして、順次ご説明を申し上げます。

今回、本会議に提案し、ご審議をお願いする議案は、人事案件が2件、条例の改正に関する案件が4件、平成30年度補正予算に関する案件が3件、平成31年度予算に関する案件が3件の合計12件であります。

まず、議案第1号 もとす広域連合監査委員の選任についてでございます。

現在、委員である三田村晃司氏の任期が本年7月11日に満了となりますので、後任に折戸俊行氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項及びもとす広域連合規約第15条第2項の規定により、議会の同意を求めらるるものでございます。

次に、議案第2号 もとす広域連合公平委員会委員の選任についてでございます。

現在、委員である高橋卓郎氏の任期が本年7月11日に満了となりますが、引き続き同氏を選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項及びもとす広域連合規約第16条第3項の規定により、議会の同意を求めらるるものでございます。

次に、議案第3号 もとす広域連合個人情報保護条例及びもとす広域連合情報公開条例の一部を改正する条例についてでございます。

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の改正に伴い、保護されるべき個人情報の位置づけが明確となったことにより、所要の改正をするものでございます。

次に、議案第4号 もとす広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

平成30年8月に行われました人事院による公務員人事管理に関する報告に鑑み、職員の長時間労働是正のため、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第5号 もとす広域連合老人福祉施設大和園条例の一部を改正する条例についてでございます。

認知症短期入所生活介護の廃止及びユニット型地域密着型特別養護老人ホーム設置に伴い、所要の改正をするものでございます。

次に、議案第6号 もとす広域連合衛生施設条例の一部を改正する条例についてでございます。

消費税法が改正され、本年10月から消費税率が8%から10%に改定されることに伴い、所要の改正をするものでございます。

次に、議案第7号 平成30年度もとす広域連合一般会計補正予算（第3号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ511万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億9,675万3,000円とするものであります。

補正の内容として、歳入の主なものは繰入金で、歳出の減額に伴い繰入金を436万8,000円の減額をするものでございます。

歳出の主なものは、総務費で、委託料や借り上げ料の契約差金253万2,000円の減額、基金積立金を682万6,000円の増額、民生費では、幼児療育センターの人件費等で316万5,000円の減額と、日日雇用職員賃金で76万5,000円の減額、衛生費では、重油価格の高騰により燃料費で160万円の増額、委託料や工事請負費の契約差金572万4,000円の減額をするものでございます。

次に、議案第8号 平成30年度もとす広域連合介護保険特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ8,608万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ78億1,585万6,000円とするものであります。

補正の内容として、歳入の主なものは、保険給付費の給付見込みの見直し等に伴い、国庫支出金で3,922万2,000円、支払い基金交付金で4,089万5,000円、県支出金で1,981万3,000円、それぞれ減額するものでございます。

歳出の主なものは、総務費で、職員人件費や介護認定審査会経費等で732万2,000円の減額、保険給付費では、保険給付の見込みにより1億5,146万5,000円の減額、地域支援事業費については増減ゼロですが、各種事業費について見直しをしております。また、基金積立金で7,269万9,000円の増額をするものでございます。

次に、議案第9号 平成30年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計補正予算（第3号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ325万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億5,932万6,000円とするものであります。

補正の内容として、歳入の主なものは、寄附金で、元大和園入所者からの寄附金として813万9,000円の増額、サービス事業収入では、認知症短期入所生活介護で、利用者の減により487万7,000円の減額をするものでございます。

歳出の主なものは、総務費で、老人福祉施設財政調整基金262万2,000円の増額、サービス事業費では、各種介護保険事業での職員人件費など63万1,000円の増額をするものでございます。

続きまして、議案第10号から議案第12号までは、平成31年度の新年度予算であります。

当広域連合の新年度の予算総額は89億2,600万円となりました。

一般会計が4億7,070万円で、全体予算額の5.3%、介護保険特別会計が75億1,060万円で、同じく84.1%を占めます。そして、老人福祉施設特別会計は9億4,470万円で、同じく10.6%を占めるものであります。

これらの予算案につきましては、管内住民の皆様に対して、「健康で安心・安全な生活の確保」、「安定した介護保険制度の運営と良質な介護サービスの確保」及び「障がい者、障がい児支援施策の推進」などを目指し

たものであります。

平成31年度の予算編成に向け、広域連合が将来にわたり持続可能な財政運営・経営を維持していくために、職員一人ひとりが、最小のコストで最大の効果を上げるべく工夫を凝らすとともに、広域連合の主な財源の一つである組織市町負担金についても、管内住民の税金であることを再認識して、予算編成に努めました。

まず、議案第10号 平成31年度もとす広域連合一般会計予算についてでございます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億7,070万円で、平成30年度と比べて360万円の増額で、プラス0.8%の予算となっています。

一般会計予算は、本庁総務課関係分、療育医療施設関係分及び衛生施設関係分の3部門から編成されています。

歳入の主なものは、組織市町からの市町負担金で3億3,408万1,000円、使用料及び手数料で3,137万2,000円、基金繰入金で1,031万円、サービス事業収入の児童福祉事業収入で6,854万1,000円を計上いたしました。

歳出の主なものは、総務費は9,416万円、民生費は1億1,497万6,000円、衛生費は2億4,584万1,000円を計上いたしました。

次に、議案第11号 平成31年度もとす広域連合介護保険特別会計予算についてでございます。

歳入歳出予算の総額は75億1,060万円で、平成30年度と比べて8,960万円の減額で、マイナス1.2%の予算となっています。

介護保険事業については、高齢者を含めた人々の暮らしを支える地域包括ケアシステムの充実に向けた取り組みをするとともに、各介護サービス事業による介護保険給付費及び地域支援事業への対応に係る経費を計上いたしました。

歳入の主なものは、介護保険料収入で18億8,814万1,000円、介護給付費負担金をはじめとした市町負担金で10億8,584万円、国庫支出金で15億2,736万3,000円、支払基金交付金で18億8,545万8,000円、県支出金で10億3,294万8,000円を計上いたしました。

歳出の主なものは、保険給付費の68億1,559万9,000円で、歳出総額の90.7%を占めます。また、地域支援事業費に3億9,682万円、歳出総額の5.3%を計上いたしました。

最後に、議案第12号 平成31年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計予算についてでございます。

歳入歳出予算の総額は9億4,470万円で、平成30年度と比べて1,020万円の増額で、プラス1.1%の予算となっています。

老人福祉施設大和園は、老人福祉法に基づく養護老人ホームと、介護保険法に基づく特別養護老人ホーム、短期入所施設、デイサービスセンター、介護支援センター及び居宅介護支援事業所を抱える地域に密着した事業所であり、高齢者福祉サービスの提供を図るべく、所要額を計上いたしまし

た。

歳入の主なものは、老人保護措置費負担金などの市町負担金1億3,649万1,000円、基金繰入金8,410万円、通所介護事業、施設介護事業など、サービス事業収入で6億4,529万7,000円を計上いたしました。

歳出の主なものは、総務費で、施設の維持管理を主体とした総務管理費に1億8,402万3,000円、民生費で、養護老人ホーム及び在宅介護支援事業に1億2,992万5,000円、通所介護事業、施設介護事業など、サービス事業費に5億8,248万9,000円を計上いたしました。

以上、提出議案につきまして、その概要を説明させていただきました。

よろしくご審議を賜り、適切なご決定をいただきますようお願いを申し上げます。提案説明とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大西徳三郎君） 以上で提案理由の説明を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

これより、全員協議会を第1委員会室において再開いたしますので、移動をお願いします。

ここで10分休憩いたしまして、10時15分から再開いたしますので、よろしくをお願いします。

休憩 午前10時05分

再開 午前11時44分

○議長（大西徳三郎君） それでは、休憩前に続きまして会議を再開いたします。

時間が12時少し前ではありますが、12時になっても会議を続けますので、よろしくお願いをいたします。

議案第1号 もとす広域連合監査委員の選任についてを議題といたします。

議案第1号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西徳三郎君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第1号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西徳三郎君） ご異議がないと認めます。

よって、議案第1号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

議案第1号に対し、まず反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西徳三郎君） 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第1号を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大西徳三郎君） 着席をお願いします。

起立全員であります。

よって、議案第1号 もとす広域連合監査委員の選任については同意することに決定いたしました。

議案第2号 もとす広域連合公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

議案第2号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西徳三郎君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第2号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西徳三郎君） ご異議がないと認めます。

よって、議案第2号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

議案第2号に対し、まず反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西徳三郎君） 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第2号を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大西徳三郎君） 着席をお願いします。

起立全員であります。

よって、議案第2号 もとす広域連合公平委員会委員の選任については同意することに決定いたしました。

議案第3号 もとす広域連合個人情報保護条例及びもとす広域連合情報公開条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第3号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西徳三郎君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第3号は、総務介護常任委員会に付託したいと思えます。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西徳三郎君） ご異議がないと認めます。

よって、本案は総務介護常任委員会に付託します。

議案第4号 もとす広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第4号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西徳三郎君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第4号は、総務介護常任委員会に付託したいと思えます。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西徳三郎君） ご異議がないと認めます。

よって、本案は総務介護常任委員会に付託します。

議案第5号 もとす広域連合老人福祉施設大和園条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第5号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西徳三郎君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第5号は、老人福祉常任委員会に付託したいと思えます。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西徳三郎君） ご異議がないと認めます。

よって、本案は老人福祉常任委員会に付託します。

議案第6号 もとす広域連合衛生施設条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第6号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西徳三郎君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第6号は、療育医療衛生常任委員会に付託したいと思えます。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕



- 議長（大西徳三郎君） ご異議がないと認めます。  
よって、本案は療育医療衛生常任委員会に付託します。  
議案第7号 平成30年度もとす広域連合一般会計補正予算（第3号）  
についてを議題といたします。  
議案第7号に対する質疑はありませんか。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（大西徳三郎君） 質疑なしと認めます。  
よって、質疑を終結いたします。  
議案第7号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。  
ご異議ありませんか。  
〔「異議なし」と言う人あり〕
- 議長（大西徳三郎君） ご異議がないと認めます。  
よって、議案第7号については委員会付託を省略することに決定いたしました。  
ただいま議題となっております議案第7号につきましては、内容が2つの常任委員会に関係しますが、議案を分割して審査することができないため、委員会への付託は省略することにしましたが、2月12日から開催される療育医療衛生常任委員会と総務介護常任委員会において、それぞれの所管に属する予算について協議事項として協議をお願いし、最終日の本会議において、質疑、討論、採決を行いたいと思います。  
ご異議ありませんか。  
〔「異議なし」と言う人あり〕
- 議長（大西徳三郎君） ご異議がないと認めます。  
よって、本案は療育医療衛生常任委員会及び総務介護常任委員会において所管事項を協議し、最終日に再度議題として質疑、討論、採決を行います。  
議案第8号 平成30年度もとす広域連合介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。  
議案第8号に対する質疑はありませんか。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（大西徳三郎君） 質疑なしと認めます。  
よって、質疑を終結いたします。  
ただいま議題となっております議案第8号は、総務介護常任委員会に付託したいと思います。  
ご異議ありませんか。  
〔「異議なし」と言う人あり〕
- 議長（大西徳三郎君） ご異議がないと認めます。  
よって、本案は総務介護常任委員会に付託します。  
議案第9号 平成30年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計補正予

算（第3号）についてを議題といたします。

議案第9号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西徳三郎君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第9号は、老人福祉常任委員会に付託したいと思えます。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西徳三郎君） ご異議がないと認めます。

よって、本案は老人福祉常任委員会に付託します。

議案第10号 平成31年度もとす広域連合一般会計予算についてを議題といたします。

議案第10号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西徳三郎君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

議案第10号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西徳三郎君） ご異議がないと認めます。

よって、議案第10号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

ただいま議題となっております議案第10号につきましては、内容が2つの常任委員会に関係しますが、議案を分割して審査することができないため、委員会への付託は省略することとしましたが、2月12日から開催される療育医療衛生常任委員会と総務介護常任委員会において、それぞれ所管に属する予算について協議事項としてご協議をお願いし、最終日の本会議において、質疑、討論、採決を行いたいと思えます。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西徳三郎君） ご異議がないと認めます。

よって、本案は療育医療衛生常任委員会及び総務介護常任委員会において所管事項を協議し、最終日に再度議題として質疑、討論、採決を行います。

議案第11号 平成31年度もとす広域連合介護保険特別会計予算についてを議題といたします。

議案第11号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西徳三郎君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第11号は、総務介護常任委員会に付託したいと思えます。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西徳三郎君） ご異議がないと認めます。

よって、本案は総務介護常任委員会に付託します。

議案第12号 平成31年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計予算についてを議題といたします。

議案第12号に対する質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西徳三郎君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第12号は、老人福祉常任委員会に付託したいと思えます。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西徳三郎君） ご異議がないと認めます。

よって、本案は老人福祉常任委員会に付託します。



### ◎散会の宣告

○議長（大西徳三郎君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

2月12日から開催されます常任委員会で、それぞれの委員会に付託等してあります議案につきまして審査等をお願いをいたします。

なお、2月21日は午前9時30分より本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

散会 午前11時55分

平成31年第1回もとす広域連合議会定例会 第2日

議事日程 (第2号)

平成31年2月21日(木曜日) 午前9時30分開議

- |       |        |  |
|-------|--------|--|
| 日程第 1 | 議案第 3号 | もとす広域連合個人情報保護条例及びもとす広域連合情報公開条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 2 | 議案第 4号 | もとす広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について       |
| 日程第 3 | 議案第 5号 | もとす広域連合老人福祉施設大和園条例の一部を改正する条例について             |
| 日程第 4 | 議案第 6号 | もとす広域連合衛生施設条例の一部を改正する条例について                  |
| 日程第 5 | 議案第 7号 | 平成30年度もとす広域連合一般会計補正予算(第3号)について               |
| 日程第 6 | 議案第 8号 | 平成30年度もとす広域連合介護保険特別会計補正予算(第2号)について           |
| 日程第 7 | 議案第 9号 | 平成30年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計補正予算(第3号)について         |
| 日程第 8 | 議案第10号 | 平成31年度もとす広域連合一般会計予算について                      |
| 日程第 9 | 議案第11号 | 平成31年度もとす広域連合介護保険特別会計予算について                  |
| 日程第10 | 議案第12号 | 平成31年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計予算について                |

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(15名)

- |     |       |     |         |
|-----|-------|-----|---------|
| 1番  | 松野貴志  | 2番  | 今木啓一郎   |
| 3番  | 北倉利治  | 4番  | 森治久     |
| 5番  | 広瀬武雄  | 6番  | くまがいさちこ |
| 7番  | 松野藤四郎 | 8番  | 高橋勇樹    |
| 9番  | 高田浩視  | 10番 | 黒田芳弘    |
| 11番 | 若原敏郎  | 12番 | 大西徳三郎   |
| 13番 | 村木俊文  | 14番 | 松野由文    |
| 15番 | 安藤哲雄  |     |         |

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

連 合 長	藤 原 勉	副 連 合 長	棚 橋 敏 明
副 連 合 長	戸 部 哲 哉	事 務 局 長	鷺 見 誠
総 務 課 長	青 木 竜 治	介 護 保 険 課 長	森 寛
会 計 管 理 者	宇 野 清 隆	老 人 福 祉 施 設 長	神 谷 義 幸
療 育 医 療 施 設 長	片 岡 俊 明	大 和 園 長	
		衛 生 施 設 長	弘 岡 敏

職務のため出席した職員

書 記 長	臼 井 英 俊	書 記	棚 橋 美 佳 子
書 記	安 藤 里 恵		

開議 午前 9時30分

◎開議の宣告

○議長（大西徳三郎君） 皆さんおはようございます。

間違いなく春が近づいてきたなというふうな昨今の状況かなと思っております。本当に春が近づいてきたかなという昨今の状況であります。

今日の新聞に瑞穂市の予算の新聞報道がありまして、また昨日は本巢市の情報が新聞に入ってきたということで、新年度に向けての予算説明、予算これからそれぞれの市町で審議されると思います。

我々、このもとす広域議会におきましては、それに先立って新年度の予算を中心に審査をしていただいております。どうぞ今日一日、よろしくお願ひしたいと思います。

ただいまの出席議員は15人であり、地方自治法第113条の規定による定足数に達しております。

本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（大西徳三郎君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。



◎議案第3号より議案第4号までの一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（大西徳三郎君） 日程第1、議案第3号 もとす広域連合個人情報保護条例及びもとす広域連合情報公開条例の一部を改正する条例についてより、日程第2、議案第4号 もとす広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてまでを一括議題といたします。

これについては、総務介護常任委員会に審査を付託してありますので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

総務介護常任委員長、広瀬武雄君。

○総務介護常任委員長（広瀬武雄君） おはようございます。

それでは、総務介護常任委員会の委員長報告を申し上げます。

ただいま議題となりました議案第3号から議案第4号までについて、総務介護常任委員会における審査の経過及び結果を会議規則第41条の規定により報告いたします。

総務介護常任委員会は、2月15日午前9時27分より、本巢市役所真正分庁舎3階第1委員会室におきまして開催いたしました。委員5名全員が出席したほか、大西議長の出席をいただき、また、議案説明のため、藤原

連合長、事務局長、総務課長、介護保険課長、会計管理者、その他担当職員の出席を求め、議案ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論をし、採決を行いました。

初めに、議案第3号につきましては、執行部より、議案書及び附属資料に基づいて補足説明を受けました。

その後、質疑に入り、広域連合職員が個人情報情報を漏らした場合、どうなるのかとの質疑があり、個人情報保護条例第52条の規定が該当し、職員が罰則の適用を受けることになるとの答弁がありました。

また、個人情報保護条例第54条の規定は、委託先の法人の代表者と個人ということでよいかとの質疑があり、お見込みのとおりであるとの答弁がありました。

その後の質疑及び討論については、特に報告すべきものはなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定されました。

次に、議案第4号につきましては、執行部より、議案書及び附属資料に基づいて補足説明を受けました。

その後、質疑に入り、規則ではどのような内容を定めるのかとの質疑があり、現時点において想定される事項としては、時間外勤務の時間数が1カ月について45時間または1年について360時間を超えた場合、超過勤務を命ずることが真にやむを得なかったのかを検証していくというような条項が定められる予定であるとの答弁がありました。

また、各部署における時間外勤務の状況についてはどのような状況になっているのかとの質疑があり、今のところ時間外勤務の時間数が1カ月について45時間または1年について360時間を超えるような職員はいないとの答弁がありました。

その後の質疑及び討論については、特に報告すべきものはなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定されました。

以上で、総務介護常任委員会の委員長報告をとりあえず終わります。

○議長（大西徳三郎君） それでは、まず、議案第3号についての委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西徳三郎君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

議案第3号に対し、まず反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西徳三郎君） 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

委員長報告によりますと、議案第3号に対する委員会での審査結果は可決です。議案第3号を委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起

立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大西徳三郎君） 着席をお願いします。

起立全員であります。

よって、議案第3号 もとす広域連合個人情報保護条例及びもとす広域連合情報公開条例の一部を改正する条例については可決されました。

続きまして、議案第4号についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西徳三郎君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

議案第4号に対し、まず反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西徳三郎君） 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

委員長報告によりますと、議案第4号に対する委員会での審査結果は可決です。議案第4号を委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大西徳三郎君） 着席をお願いします。

起立全員であります。

よって、議案第4号 もとす広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については可決されました。



### ◎議案第5号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（大西徳三郎君） 日程第3、議案第5号 もとす広域連合老人福祉施設大和園条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第5号については、老人福祉常任委員会に審査を付託してありますので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

老人福祉常任委員長、黒田芳弘君。

○老人福祉常任委員長（黒田芳弘君） ただいま議題となりました議案第5号について、老人福祉常任委員会における審査の経過及び結果を会議規則第41条の規定によりご報告をいたします。

老人福祉常任委員会は、2月14日午前9時28分より、本巢市役所真正分庁舎3階第1委員会室において開催いたしました。委員5名全員が出席したほか、大西議長の出席をいただき、また、議案説明のため、棚橋副連



合長、事務局長、総務課長、老人福祉施設大和園長、その他担当職員の出席を求め、議案ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

議案第5号につきましては、執行部より、議案書及び附属資料に基づいて補足説明を受けました。

その後、質疑に入り、4月1日から始まるユニット型特別養護老人ホームのことについては、いつごろ広域連合のホームページに反映される予定かとの質疑があり、現在議会で審議中のため、ホームページはまだ認知症対応型短期入所生活介護のままとなっており、ユニット型特別養護老人ホームのことについては掲載していないとの答弁がありました。

その後、質疑及び討論については、特に報告すべきものはなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定をされました。

以上で、老人福祉常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（大西徳三郎君） 続きまして、議案第5号についての委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西徳三郎君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

議案第5号に対し、まず反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西徳三郎君） 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

委員長報告によりますと、議案第5号に対する委員会での審査結果は可決です。議案第5号を委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大西徳三郎君） 着席をお願いします。

起立全員であります。

よって、議案第5号 もとす広域連合老人福祉施設大和園条例の一部を改正する条例については可決されました。



#### ◎議案第6号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（大西徳三郎君） 日程第4、議案第6号 もとす広域連合衛生施設条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第6号については、療育医療衛生常任委員会に審査を付託してありましたので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

療育医療衛生常任委員長、くまがいさちこ君。

○療育医療衛生常任委員長（くまがいさちこ君） 療育医療衛生常任委員会委員長報告、議案第6号。

ただいま議題となりました議案第6号について、療育医療衛生常任委員会における審査の経過及び結果を会議規則第41条の規定により報告いたします。

療育医療衛生常任委員会は、2月12日午前9時25分より、本巢市役所真正分庁舎第1委員会室において開催しました。委員5名全員が出席したほか、議案説明のため、戸部副連合長、事務局長、総務課長、療育医療施設長、衛生施設長、その他担当職員の出席を求め、当委員会における協議事項について補足説明を受けた後、慎重に協議を行いました。

議案第6号につきましては、執行部より、議案書及び附属資料に基づいて補足説明を受けました。

その後、質疑に入り、改正後の条文の表現についての質疑があり、一般的に言われている「消費税」は、消費税法に基づく消費税と地方税法に基づく地方消費税の総称であるため、例規上はこのような「消費税額及び当該消費税額を課税標準として課される地方消費税額に相当する額を加えた額」という表現となるとの答弁がありました。

その後の質疑及び討論については、特に報告すべきものはなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定されました。

以上で、療育医療衛生常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（大西徳三郎君） 続きまして、議案第6号についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西徳三郎君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

議案第6号に対し、まず反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西徳三郎君） 討論なしと認めます。

よって、討論を終結します。

これより採決いたします。

委員長報告によりますと、議案第6号に対する委員会での審査結果は可決です。議案第6号を委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大西徳三郎君） 着席をお願いします。

起立全員であります。

よって、議案第6号 もとす広域連合衛生施設条例の一部を改正する条

例については可決されました。



◎議案第7号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（大西徳三郎君） 日程第5、議案第7号 平成30年度もとす広域連合一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

議案第7号については、総務介護常任委員会及び療育医療衛生常任委員会に協議をお願いしてありましたので、各常任委員長より協議結果の報告を求めます。

それでは、まず初めに、総務介護常任委員長より協議結果の報告を求めます。

総務介護常任委員長、広瀬武雄君。

○総務介護常任委員長（広瀬武雄君） それでは、ただいま議題となりました議案第7号につきまして、総務介護常任委員会における所管部分の協議結果を会議規則第41条の規定に準じまして報告いたします。

議案第7号につきましては、施行部より、一般会計補正予算書（第3号）及び附属資料に基づいて補足説明を受けました。

その後の質疑につきましては、特に報告すべき内容の質疑はありませんでした。

以上で、総務介護常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（大西徳三郎君） 続きまして、療育医療衛生常任委員長より協議結果の報告を求めます。

療育医療衛生常任委員長、くまがいさちこ君。

○療育医療衛生常任委員長（くまがいさちこ君） 議案第7号、ただいま議題となりました議案第7号について、療育医療衛生常任委員会における協議結果を会議規則第41条の規定に準じて報告いたします。

議案第7号につきましては、執行部より、補正予算書及び附属資料に基づいて補足説明を受けました。

その後の質疑につきましては、特に報告すべき内容の質疑はありませんでした。

以上で、療育医療衛生常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（大西徳三郎君） それでは、議案第7号についての協議結果報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西徳三郎君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

議案第7号に対し、まず反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西徳三郎君） 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第7号を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大西徳三郎君） 着席をお願いします。

起立全員であります。

よって、議案第7号 平成30年度もとす広域連合一般会計補正予算（第3号）については可決されました。



### ◎議案第8号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（大西徳三郎君） 日程第6、議案第8号 平成30年度もとす広域連合介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

議案第8号については、総務介護常任委員会に審査を付託してありましたので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

総務介護常任委員長、広瀬武雄君。

○総務介護常任委員長（広瀬武雄君） それでは、ただいま議題となりました議案第8号について、総務介護常任委員会における審査の経過及び結果を会議規則第41条の規定により報告いたします。

議案第8号につきましては、執行部より、介護保険特別会計補正予算書（第2号）及び附属資料に基づきまして補正予算の詳細について補足説明を受けました。

その後、質疑に入り、保険者機能強化推進交付金について、評価点数により交付金が決まるという説明があったけれども、当広域連合の評価は全国平均と比べてどのような評価かとの質疑があり、保険者機能強化推進交付金のもととなる評価は、保険者の体制に関する87項目の取り組みについて点数化するものであり、当広域連合は全国平均よりもやや上という状況であるとの答弁がありました。

また、保険者機能強化推進交付金の具体的な用途はどのようになっているのかとの質疑があり、高齢者の自立支援、重度化防止といった地域支援事業に充てることになる。余剰が出れば、今年度は基金に積み立てることになると思うが、来年度以降の取り扱いについては、国の指示に基づいて活用していきたいとの答弁がありました。

また、公共交通の確保は外出の支援となり、介護予防につながると考えられるが、介護保険料を財源として支出することはできないのかとの質疑があり、介護保険料がかかわる部分を財源として支出することはできない。市町の財源ということであればできないことではないと考えられるが、現

状としては非常に難しいと考えているとの答弁がありました。

その後の質疑及び討論については、特に報告すべきものはなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定されました。

以上で、総務介護常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（大西徳三郎君） 議案第8号についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西徳三郎君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

議案第8号に対し、まず反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西徳三郎君） 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

委員長報告によりますと、議案第8号に対する委員会での審査結果は可決です。議案第8号を委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大西徳三郎君） 着席をお願いします。

起立全員であります。

よって、議案第8号 平成30年度もとす広域連合介護保険特別会計補正予算（第2号）については、可決されました。



### ◎議案第9号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（大西徳三郎君） 日程第7、議案第9号 平成30年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

議案第9号については、老人福祉常任委員会に審査を付託してありましたので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

老人福祉常任委員長、黒田芳弘君。

○老人福祉常任委員長（黒田芳弘君） ただいま議題となりました議案第9号について、老人福祉常任委員会における審査の経過及び結果を会議規則第41条の規定により報告いたします。

議案第9号につきましては、執行部より、補正予算書及び附属資料に基づいて、補正予算の詳細について補足説明を受けました。

その後、質疑に入り、今回の寄附金について使用目的が明らかにされた

寄附金かとの質疑があり、今回の寄附金は、「大和園の発展のために使ってほしい」ということであり、特に使用目的が指定されていないため、一般寄附として扱っているとの答弁がございました。

また、予算書からは寄附の趣旨が見えてこない。寄附者の善意を考えると、使い道が分かるほうがふさわしいのではないかとの質疑があり、一般寄附ではあるが「発展のため」ということを踏まえ、備品を購入する予定である。予算書については、財源上のこととなるため出てこないとの答弁がありました。

その後の質疑及び討論については、特に報告すべきものはなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定されました。

以上で、老人福祉常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（大西徳三郎君） 議案第9号についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西徳三郎君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

議案第9号に対し、まず反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西徳三郎君） 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

委員長報告によりますと、議案第9号に対する委員会での審査結果は可決です。議案第9号を委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大西徳三郎君） 着席をお願いします。

起立全員であります。

よって、議案第9号 平成30年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計補正予算（第3号）については可決されました。



### ◎議案第10号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（大西徳三郎君） 日程第8、議案第10号 平成31年度もとす広域連合一般会計予算についてを議題といたします。

議案第10号については、総務介護常任委員会及び療育医療衛生常任委員会に協議をお願いしてありましたので、各常任委員長より協議結果の報告を求めます。

それでは、まず初めに、総務介護常任委員長より協議結果の報告を求めます。

総務介護常任委員長、広瀬武雄君。

- 総務介護常任委員長（広瀬武雄君） それでは、ただいま議題となりました議案第10号につきまして、総務介護常任委員会における所管部分の協議結果を会議規則第41条の規定に準じまして報告いたします。

議案第10号につきましては、執行部より、一般会計予算書及び附属資料に基づきまして補足説明を受けました。

その後の質疑につきましては、特に報告すべき内容の質疑はありませんでした。

以上で、総務介護常任委員会の委員長報告を終わります。

- 議長（大西徳三郎君） 続きまして、療育医療衛生常任委員長より協議結果の報告を求めます。

療育医療衛生常任委員長、くまがいさちこ君。

- 療育医療衛生常任委員長（くまがいさちこ君） ただいま議題となりました議案第10号について、療育医療衛生常任委員会における協議結果を会議規則第41条の規定に準じて報告いたします。

議案第10号につきましては、執行部より、予算書及び附属資料に基づいて補足説明を受けました。

その後、質疑に入り、休日急患診療所における医師の診療体制についての質疑があり、医師についてはもとす医師会へ、薬剤師についてはもとす薬剤師会へ委託している。検査や投薬など診療内容については、それぞれ診察した医師の判断に基づいて行われているとの答弁がありました。

また、幼児療育センター関係について、民間施設の利用状況についても把握しているかとの質疑に対し、民間施設のうち、堀部クリニックの「オーロラ」については、平成29年度及び平成30年度ともに30人の利用者であることを把握しているが、その他の施設については把握していないとの答弁がありました。

また、療育指導を受けるための最初の相談が行われるまでは、どのようになっているのかとの質疑があり、主に、医療機関、保育所、幼稚園、保健センターからの紹介により相談に来られることが多い。施設利用の相談を行う際には、民間施設も含めて情報提供を行い、最終的に保護者の意向を踏まえて、利用する施設が決まり、療育指導が始まるとの答弁がありました。

また、人件費が前年度より938万1,000円の増額となっているが、予算の説明資料に記載された最近の利用者数の状況を見る限り、利用者数が大幅に増えたということは読み取れない上に、民間施設も充実してきている中、少子化で子供の数が減ってきているにもかかわらず、職員を増やした理由は何かとの質疑があり、施設長を嘱託員から正職員にしたことによるものであるとの答弁がありました。

また、時間外勤務についてはどのような状況であるかとの質疑があり、平成30年度の状況については、それほど多い支出額とはなっていないとの答弁がありました。

また、衛生施設関係について、A重油の契約について入札はどのように行われているか、そして、指名の基準はどのようになっているかとの質疑があり、入札は毎月行っており、3者による指名競争入札である。以前は4者であったが、1者が辞退したため3者となっている。業者指名に当たっては、組織市町のいずれかの入札参加資格者名簿に登載されていることが条件であり、指名業者選考委員会において審議の上、決定している。今年度のA重油の落札状況については、ほぼ同じ業者となっているが、競争により有利な価格となっているとの答弁がありました。

そのほかには、特に報告すべき内容の質疑はありませんでした。

以上で、療育医療常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（大西徳三郎君） それでは、議案第10号についての委員長協議結果報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西徳三郎君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

議案第10号に対し、まず反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西徳三郎君） 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第10号を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大西徳三郎君） 着席をお願いします。

起立全員であります。

よって、議案第10号 平成31年度もとす広域連合一般会計予算については可決されました。



#### ◎議案第11号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（大西徳三郎君） 日程第9、議案第11号 平成31年度もとす広域連合介護保険特別会計予算についてを議題といたします。

議案第11号については、総務介護常任委員会に審査を付託してありましたので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。



総務介護常任委員長、広瀬武雄君。

○総務介護常任委員長（広瀬武雄君） それでは、ただいま議題となりました議案第11号について、総務介護常任委員会における審査の経過及び結果を会議規則第41条の規定により報告いたします。

議案第11号につきましては、執行部より、介護保険特別会計予算書及び附属資料に基づきまして、予算の詳細について補足説明を受けました。

その後、質疑に入り、介護給付費準備基金積立金について、平成31年度末の残高見込みが6億7,400万円という説明があったけれども、適正な基金残高というのがあるのかとの質疑があり、適正な基金残高については示されていないが、介護保険事業計画の期末に基金を使い切るような保険料設定がなされるべきとされている。残高がある場合は、次の事業計画期間において保険料の抑制という形で使っていくことになるとの答弁がありました。

また、居宅介護サービス費の減額は介護報酬の改定によるものとの説明を受けたが、1億9,000万円もの減額は介護報酬の改定以外にも理由はあるのかとの質疑があり、介護報酬の改定によるものであると考えているとの答弁がありました。

また、介護認定審査における主治医意見書は年間何件あり、作成料は1件いくらなのかとの質疑があり、平成31年度は3,400件程度を見込んでいる。作成料は1件当たり、在宅で新規の場合は5,000円、継続の場合が4,000円、施設で新規の場合が4,000円、継続の場合が3,000円であるとの答弁がありました。

また、地域支援事業費が前年度に比べて3,980万8,000円の減額となったのは、事業が減った、事業費をそれだけ使わずに済むということかとの質疑があり、地域支援事業費のうち、介護予防・生活支援サービス事業費の減については、要支援認定者を対象とした予防給付相当サービスの減によるものであり、包括的支援事業費の減については、地域包括支援センター委託料の減によるものである。地域支援事業費については上限額が決まっているため、前年度と同様の枠配分による各市町村にお願いし、各市町が取り決める事業を予算化したものである。事業費をそれだけ使わずに済む予算ということであるとの答弁がありました。

その後の質疑及び討論については、特に報告すべきものはなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定されました。

以上で、総務介護常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（大西徳三郎君） 議案第11号についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西徳三郎君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

議案第11号に対し、まず反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西徳三郎君） 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

委員長報告によりますと、議案第11号に対する委員会での審査結果は可決です。議案第11号を委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大西徳三郎君） 着席をお願いします。

起立全員であります。

よって、議案第11号 平成31年度もとす広域連合介護保険特別会計予算については可決されました。



#### ◎議案第12号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（大西徳三郎君） 日程第10、議案第12号 平成31年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計予算についてを議題といたします。

議案第12号については、老人福祉常任委員会に審査を付託してありますので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

老人福祉常任委員長、黒田芳弘君。

○老人福祉常任委員長（黒田芳弘君） ただいま議題となりました議案第12号について、老人福祉常任委員会における審査の経過及び結果を会議規則第41条の規定により報告をいたします。

議案第12号につきましては、執行部より、予算書及び附属資料に基づき詳細についての補足説明を受けました。

その後、質疑に入り、排煙オペレーター修繕工事については、定期調査における指摘事項とのことであるが、どのような内容かとの質疑があり、排煙オペレーターのケーブル、ワイヤー等の交換と調整を行うものであるとの答弁がありました。

また、特養給湯ボイラー取替工事について、ボイラー設置後25年が経過したとのことであるが、稼働状況はどのようなものであるかとの質疑があり、給湯ボイラーについては、毎年水漏れ等が発生し、その都度修繕を重ねながら何とか使用している状況であるとの答弁がありました。

また、いわゆる「働き方改革」関係について、どのような対応を考えているのか。AIを利用した機器の導入など、現状はどのようなものであるかとの質疑があり、有給休暇、時間外勤務等、部署ごとに具体的な対応方法について検討しており、結果が出次第、対応したいと考えている。機器につい

ては、AIではないがロボットスーツ1台を試験的に導入をしている。実用には至っていないため、活用方法については十分検討していきたいと考えているとの答弁がありました。

また、昨年はさまざまな災害が起こった年であったが、災害への備えはどのようになっているかとの質疑があり、ハザードマップに基づいて防災マニュアルを策定し、避難訓練及び防災訓練等を実施している。昨年9月には水害想定での避難訓練を行ったところである。災害時の備蓄品についても、その都度更新しているとの答弁がありました。

また、電気代が施設全体で約2,000万円ということであるが、電気の供給について入札を行っているのかとの質疑があり、電気の供給については入札を行っていない。将来的には検討したいとの答弁がありました。

また、送迎を行う運転手の募集及び採用はどのようになっているかとの質疑があり、募集時に条件を付けるということはない。面接内容及び運転経歴を考慮して採用している。運転手の年齢は67歳から70歳の間に6名ほどとなっている。今後は老人福祉施設車両の運転講習会に参加させるよう考えているとの答弁がありました。

また、現在の養護老人ホームの経営は安定していると理解してよいかとの質疑があり、平成30年度当初の入所者は33人であったが、現在は入所者32人とショートステイ1人であるので、現状の収支として少しマイナスではあるものの、とりあえずは安定していると考えているとの答弁がありました。

また、市町負担金について、前年度に比べ減額となっているが、市町から減額の要請があったのか、あるいは、収支に相当の余裕があって減額となったのかとの質疑があり、市町負担金の減額は、入所者の減少を見込んだ老人保護措置費負担金の減少が主な要因であるが、流動性がかなりあるため、場合によっては、補正予算も否めないと考えているとの答弁がありました。

また、歳入予算の多くを占めるサービス事業収入の見込みについて、本当に予算どおり確保できるのかとの質疑があり、予算どおり確保できると考えている。引き続き経費節減に努め、実質単年度収支の黒字化を図っていきたいとの答弁がありました。

その後の質疑及び討論については、特に報告すべきものはなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定されました。

以上で、老人福祉常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（大西徳三郎君） 議案第12号についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西徳三郎君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

議案第12号に対し、まず反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西徳三郎君） 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

委員長報告によりますと、議案第12号に対する委員会での審査結果は可決です。議案第12号を委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大西徳三郎君） 着席をお願いします。

起立全員であります。

よって、議案第12号 平成31年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計予算については可決されました。



#### ◎閉会の宣告

○議長（大西徳三郎君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了しました。

これにて、平成31年第1回もとす広域連合議会定例会を閉会いたします。

ここで、広域連合長から挨拶があります。

広域連合長、藤原 勉君。

○連合長（藤原 勉君） それでは、平成31年もとす広域連合定例会の閉会に当たりまして、一言御礼のご挨拶を申し上げたいと思います。

議員の皆様方には、15日間にわたりましてご審議いただきまして、ありがとうございます。また、提案させていただきまして議案は全て適正な可決をしていただきまして、心より感謝を申し上げます。

新年度の予算をいよいよ執行する形となりますけれども、委員会等でいろいろご質疑いただいたものにつきましては、適正にまた反映させて執行していきたいというふうに思っております。今後とも皆様方の格別のまたご支援、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

暦の上では、もう3月、春というふうになっておりますけれども、立春過ぎまして、まだまだ寒暖の差の厳しいときでもございます。まだまだインフルエンザ等もまだあります。それでまたこれからも健康にご自愛いただいて、また、それぞれ広域連合にもご支援いただくと同時にまたそれぞれの市町の議会の議員活動にもご精進いただきますようよろしくお願い申し上げます。

本当に15日間ありがとうございました。

○議長（大西徳三郎君） ありがとうございます。  
以上で、終わります。  
皆様、お疲れさまでした。大変ご苦勞さまでした。

閉会 午前10時18分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成31年 2月21日

議 長 大 西 徳 三 郎

署 名 議 員

2 番 今 木 啓 一 郎

8 番 高 橋 勇 樹